

# クラックショットレーシングチーム会則

制 定 1990年1月1日  
第1回改訂 2009年1月31日

## 第1章 総則

第1条 この会則は、JAF 準加盟クラブ「クラックショットレーシングチーム」の会員の資格および義務に関する事項を規定する。

第2条 会員がこの規則の遵守を怠ったとき、それに対する処遇の最終決定は、クラブ代表者に委ねられる。

## 第2章 会員の義務

第3条 会員は、モータースポーツを愛好する者であること。とくにラリーを愛好するものであることが望ましい。

第4条 会員は、モータースポーツ活動に競技者として参加するに際して、それをモータースポーツたらしめるよう最大限の努力をすること。すなわち、

- 1) 競技規則を正しく理解すること
- 2) 競技規則を守ること
- 3) 常に目標を高く掲げ、それに向かって努力すること

第5条 会員は、モータースポーツ競技者である以前に社会人であるという自覚をもって行動すること。すなわち、

- 1) つねに良識ある行動をとること
- 2) とくに交通安全には常に最大の注意を払うこと
- 3) モータースポーツ活動で身につけた自己の知識や技能をもって、社会に貢献するよう心がけること

第6条 会員は、モータースポーツに対して正しい認識が一般社会に広まるように、それぞれができる範囲で努力をすること。

## 第3章 会の活動

第7条 当クラブは、会員の義務遂行を支援するための活動を主催することがある。そのような活動への参加は会員個々の任意とする。

第8条 会員の JAF 公認競技会への参加は、代表者が認めた場合に限られる。

## 第4章 入会と退会

第9条 入会を希望する者は、クラブ代表者の承認をもって入会を認められ、会員となる。

第10条 退会を希望する者は、クラブ代表者に直接その意志を伝えることが望ましい。ただし、代表者は、その意志を妨げる資格はもたない。

第11条 会員の行動によって、当クラブまたはその構成員の名誉が著しく傷つけられたとクラブ代表者が判定した場合、当該会員は退会を求められることがある。

## 第5章 会費

第12条 会員は1年につき 3,000 円の会費を納めるものとする。

第13条 会費として集められた資金は、当クラブ運営のための諸費用にあてられる。

## 第6章 会則の変更

第14条 会則の内容は、クラブミーティングにおける会員の承認によって変更することができる。